



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》遺産分割の工夫

早くから相続対策をしている人も、そうでない人も、遺産分割の方法次第で相続税やその後の所得税が大きく異なることとなります。

今回は、遺言がない場合の遺産分割における相続税対策について取り上げたいと思います。特に、相続税の課税対象となった人の遺産のうち、およそ60%を土地・建物が占めている(国税庁 統計年報 平成20年度)ことから、不動産を中心にまとめました。

遺産分割の工夫という点、真っ先に配偶者の税額軽減のフル活用、小規模宅地の特例適用が挙げられますが、この2つを前提としつつ、もう少し踏み込んだ方法を記載します。以下は被相続人は夫、相続人は妻と子2人という前提です。

1. 値上がり予想される不動産は子に相続させる。

相続税負担を考える場合には、今回の相続だけでなく、二次相続(妻が亡くなった場合の相続)まで見据えて遺産分割を行うことが必要です。

妻が相続した夫の財産は、妻の相続発生により子に転移することとなりますが、相続税は相続発生時の財産の価格に対してかかりますので、妻が相続した財産がその後値上がりした場合にはそれだけ相続財産が増え、相続税が増えることとなります。

さらに、妻から子への相続の場合には配偶者の税額軽減の制度は使えないため、一次相続よりも税額が多くなるのが一般的です。

したがって、二次相続時の相続税を軽減するためには、値上がり予想される財産は子が相続することが望ましいと言えるでしょう。

2. 小規模宅地の特例は配偶者が取得した財産には適用しない。

自宅の土地などは、一定の要件を満たす場合には最大80%、その相続税評価額を減額することができます。これは小規模宅地の特例といい、地価の高い日本においては相続税軽減に非常に役立つお得な特例です。

この特例は、自宅のみならず、事業用の土地や賃貸用の土地についても適用できますが、最大で200~400㎡までという面積制限がありますので、複数の土地がある場合にはどの土地に適用すべきか検討することになります。

一般的には、単価の高い土地について適用することが最も相続税軽減となるのですが、1. 同様、二次相続時の相続税を考慮した場合には、特例を適用した土地は低い評価額で相続することができるため、子が相続した土地について適用した方が有利と言えるでしょう。

3. 居住用財産の譲渡の特例のダブル適用

相続財産のうち、自宅について将来売却も視野に入れているのであれば、妻が単独で相続するのではなく、妻と子の共有財産として相続することで、売却した際の所得税の特例を多く活用することができます。

すなわち、居住用財産については、売却して利益が出る場合で一定の要件を満たす場合には、譲渡所得から3000万円を控除できるという特例があります。

これは譲渡した人ごとに適用されるため、妻と子の共有相続とすることで、それぞれ3000万円、最大で合計6000万円の特別控除を受けることができます。

また、この居住用財産を10年以上前に取得している場合には、通常、所得税・住民税合わせて20%の税金がかかるのところ、譲渡所得6000万円までは14%の軽減税率を適用できます。これも3000万円特別控除と同様、妻と子それぞれについて6000万円まで軽減税率を適用することができます。

但し、これらの特例を適用した場合には住宅ローン控除の利用や他の特例適用に制限が加わる場合がありますので、慎重に検討する必要があります。また、共有にすることで、単独相続の場合と比べて自由に売却をしにくくなるというデメリットもあります。

4. 譲渡予定資産は相続税を納税する人が相続する。

相続税の申告期限後3年以内に、相続した資産を譲渡した場合、その相続人が支払った相続税のうち一定額は譲渡資産の取得費に加算できます。配偶者の税額軽減によって相続税額が発生しなかった配偶者が譲渡予定資産を取得しても、メリットは享受できません。

5. おわりに

以上、いろいろと書きましたが、上記はあくまでも「税金」のみを考えた場合の工夫です。実際に遺産分割をする際には、金銭面では財産の換金可能性や納税資金、相続人の財産状況などなど総合的に検討して分割をすることになります。

ちなみに、民法上は、相続人の合意があれば遺産分割は何度でもやり直すことができますが、税務上は、遺産分割のやり直しがあった場合の資産の移転については「贈与」として扱われ、贈与税の対象となりますので、注意が必要です。

また、実際に相続が発生してからの工夫はやはり限られたものとなってしまいますので、納税資金や遺産の分割に不安や心配がある場合には前広に専門家に相談し、対策を立てておくことが肝要です。

(担当: 小松 満義)